

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 7 年 5 月 1 日 至 令和 8 年 4 月 30 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 ふじわら内科医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 萩市大字土原 561 番地 4

(3) 設立認可年月日 平成 1 年 9 月 29 日

(4) 設立登記年月日 平成 1 年 10 月 9 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	ふじわら内科医院	3510410966	萩市大字土原 561 番地 4	一般病床 0

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7 年 6 月 25 日 令和 7 年度決算の決定

令和 8 年 4 月 22 日 令和 8 年度の事業計画及び収支予算の決定

様式2

法人名 医療法人 ふじわら内科医院

※医療法人整理番号

所在地 萩市大字土原561番地4

財 産 目 録
(令和 8年 4月30日現在)

1. 資 産 額	155,295 千円 /
2. 負 債 額	7,990 千円 /
3. 純 資 産 額	147,305 千円 /

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	120,149
B 固 定 資 産	35,146
C 資 産 合 計 (A + B)	155,295
D 負 債 合 計	7,990
E 純 資 産 (C - D)	147,305

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-2

法人名 医療法人 ふじわら内科医院

※医療法人整理番号

所在地 萩市大字土原 5 6 1 番地 4

貸 借 対 照 表

令和 8 年 4 月 30 日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
I 流 動 資 産	120,149	I 流 動 負 債	3,807
II 固 定 資 産	35,146	II 固 定 負 債	4,183
1 有形固定資産	24,993		
2 無形固定資産	1,768	負債の部合計	7,990
3 その他の資産	8,385	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	137,282
		純資産の部合計	147,305
資産の部合計	155,295 ⁴	負債及び純資産合計	155,295

法人名 医療法人 ふじわら内科医院
所在地 萩市大字土原 5 6 1 番地 4

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書		自 令和 7 年 5 月 1 日 至 令和 8 年 4 月 30 日
科 目	金 額	
		千円
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		79,840
2 事業費用		90,719
事業利益		-10,879
II 事業外収益		2,177
III 事業外費用		
経常利益		-8,702
IV 特別利益		39
V 特別損失		3,745
税引前当期純利益		-12,408
法人税、住民税及び事業税負担額		71
当期純利益		-12,479

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 ふじわら内科医院
理事長 藤原 真一 殿

私（注１）は、医療法人ふじわら内科医院の令和 7 会計年度（令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 6 月 24 日

医療法人ふじわら内科医院
監事 宇野 厚子

（注 1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注 2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第 2 項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第 3 条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。